①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒）																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（１）平成３０年７月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの１つに〇）																		（２）（１）の補足 （小学校，中学校で内容が異なる場合は分けて記載）
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について				＜中学校＞④ ③でアと回答…入学前支給を導入した時期 ③でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	
40	40	40	40	40	40	1	15	13	10	2	3	12	10	1	2	15	13	11	1	4	11	11	0	2	2
奈良県	奈良市	教育総務課	0742-34-5337	kyouikusoumu@city.nara.lg.jp	http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1147246443179/		○					○				○				○					
奈良県	大和高田市	大和高田市教育委員会事務局　学校教育課	0745-22-1101	gakkyou@city.yamatotakada.nara.jp	http://www.city.yamatotakada.nara.jp/			○							○		○							○	
奈良県	大和郡山市	大和郡山市教育委員会事務局学校教育課	0743-55-2213	gakkok@city.yamatokoriyama.lg.jp	http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/		○					○				○					○				
奈良県	天理市	天理市教育委員会　まなび推進課	0743-63-1001 （代表番号）	gakkoukyouiku@city.tenri.lg.jp	http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/kyouikuiinkai/manabisuisinka/index.html		○					○				○					○				
奈良県	橿原市	学校教育課	0744-29-5912	gakkokyoiku@city.kashihara.nara.jp	http://www.city.kashihara.nara.jp/gakkokyoiku/d_kyouiku/shougakkou/syougakkou/shuugakuenjohi.html		○					○				○					○				
奈良県	桜井市	桜井市教育委員会　学校教育課	0744-42-9111	ky-gakko@city.sakurai.lg.jp	http://www.city.sakurai.lg.jp/			○					○				○					○			
奈良県	五條市	教育委員会事務局　学校教育課	0747-22-8751	gakko-kyoiku@city.gojo.lg.jp	http://www.city.gojo.lg.jp/www/contents/1384837033445/index.html		○					○				○					○				
奈良県	御所市	教育委員会　学校教育課	0745-62-3001 （内線672）	gakoukyouiku@city.gose.lg.jp	http://www.city.gose.nara.jp			○						○			○					○			
奈良県	生駒市	教育総務課	0743-74-1111	k-soumu@city.ikoma.lg.jp	http://www.city.ikoma.lg.jp/0000000537.html		○					○				○					○				
奈良県	香芝市	香芝市教育委員会事務局教育部学校教育課	0745-76-2001 （内線417）	gakkou@city.kashiba.lg.jp	http://www.city.kashiba.lg.jp/			○					○				○					○			
奈良県	葛城市	葛城市教育委員会学校教育課	0745-44-5108	gakkou-kyouiku@katsuragi.ed.jp	http://www.city.katsuragi.nara.jp/			○					○				○					○			
奈良県	宇陀市	教育委員会事務局教育総務課	0745-82-3973	kyouikusoumu@city.nara.lg.jp	http://www.city.uda.nara.jp	https://www.facebook.com/nara.uda			○									○							
奈良県	山添村	教育委員会事務局	0743-85-0049	kyoikuiinkai@vill.yamazoe.nara.jp	http://www.vill.yamazoe.nara.jp					○									○						該当する児童・生徒がいないため、就学援助を実施していない。
奈良県	平群町	平群町教育委員会総務課	0745-45-2101	tmo-kyouiku@town.heguri.nara.jp	http://www.town.heguri.nara.jp/index.html		○					○				○					○				
奈良県	三郷町	教育総務課	0745-43-7331	kyoikusoumu@town.sango.lg.jp	http://www.town.sango.nara.jp/kodomomirai/syugakuenjo/seido.html			○					○			○					○				
奈良県	斑鳩町	教育委員会事務局　総務課	0745-74-1001	kyouisoumu@town.ikaruga.nara.lg	http://www.town.ikaruga.nara.jp/		○					○				○					○				
奈良県	安堵町	教育委員会事務局	0743-57-1511	kyouikuiinkai@town.ando.lg.jp	http:// www.town.ando.nara.jp			○					○				○					○			
奈良県	川西町	教育委員会事務局	0745-44-2684	ksoumu@town.nara-kawanishi.lg.jp	https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/		○					○					○					○			
奈良県	三宅町	三宅町教育委員会　教育総務課	0745-44-2001	gakkou@town.miyake.lg.jp	https://www.town.miyake.lg.jp			○					○				○					○			
奈良県	田原本町	田原本町教育委員会事務局教育総務課学校教育係	0744-34-2074	kyoiku@town.tawaramoto.nara.jp	http://www.town.tawaramoto.nara.jp/kosodate/kyouiku/2/4082.html		○					○				○					○				
奈良県	曽爾村	曽爾村教育委員会	0745-94-2104	kyoiku@vill.soni.lg.jp	https://www.vill.soni.nara.jp/forms/info/info.aspx?info_id=15926			○					○				○					○			
奈良県	御杖村	教育委員会事務局	0745-95-2004	kyoui@vill.mitsue.lg.jp	https://www.mitsue.nara.jp			○							○		○							○	
奈良県	高取町	教育委員会事務局	0744-52-3715	kyouiku@town.takatori.nara.jp	http://www.town.takatori.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&so_cd2=1&so_cd3=0&so_cd4=0&so_cd5=0			○					○				○					○			
奈良県	明日香村	明日香村教育委員会　教育文化課	0744-54-3636	a-kyoiku@vill.asuka.lg.jp	https://asukamura.jp			○					○				○					○			
奈良県	上牧町	教育委員会事務局　教育総務課	0745-76-1001	kyousou@town.kanmaki.lg.jp	http://www.town.kanmaki.nara.jp/		○				○					○				○					
奈良県	王寺町	学校教育課	0745-72-1031	gakkou@town.oji.nara.jp	http://www.town.oji.nara.jp/		○				○					○				○					
奈良県	広陵町	教育委員会事務局学校支援室	0745-55-1001	gakkoushien@town.nara-koryo.lg.jp	http://www.town.koryo.nara.jp		○					○				○					○				
奈良県	河合町	教育委員会総務課	0745-57-0200	kyouiku@town-kawai.ed.jp	http://www.town.kawai.nara.jp/kurashi/sport bunka study kyoiku/index.html		○				○					○				○					
奈良県	吉野町	教育委員会事務局	0746-32-0190	school_e@town.yoshino.lg.jp	http://www.town.yoshino.nara.jp		○					○				○					○				
奈良県	大淀町	大淀町教育委員会事務局　学務課	0747-52-1522	gakumu@town.oyodo.lg.jp	http://www.town.oyodo.lg.jp			○					○				○					○			
奈良県	下市町	下市町教育委員会	0747-52-1711	kyoi@town.shimoichi.nara.jp	http://www.town.shimoichi.lg.jp				○									○							
奈良県	黒滝村	黒滝村教育委員会	0747-62-2314	kurokyo@vill.kurotaki.lg.jp	https://www.vill.kurotaki.nara.jp				○									○							
奈良県	天川村	教育委員会事務局	0747-63-0321 （内線212）	kyoiku@vill.tenkawa.lg.jp	http://www.vill.tenkawa.nara.jp/office/life/admission				○									○							
奈良県	野迫川村	教育委員会	0747-37-2101	kyoui@vill.nosegawa.nara.jp	http://www.vill.nosegawa.nara.jp/				○									○							
奈良県	十津川村	十津川村教育委員会事務局　教育課	0746-62-0067	kyoikuiinkai@vill.totsukawa.lg.jp	https://www.vill.totsukawa.lg.jp				○									○							

①都道府県	②市町村名	（３）①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）						（４）カの内容	（５）（１）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に〇）									（６）（１）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）						（７）（６）オの内容	（８）（１）①③でアを選択した場合，入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応（１つ選択）			（９）（８）ウの内容	（１０）（１）①③でアを選択した場合，二重支給や支給漏れ防止のための望ましい対応
		ア．自治体の広報誌やＨＰに掲載	イ．就学時健康診断の際に案内を配布	ウ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ．域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性があるため）	オ．民生委員やスクールソーシャルワーカーからの案内の配布	カ．その他		ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前） ※追加	ア．予算確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．その他（内容を７．（９）に記入してください。）		
40	40	10	5	2	1	0	8	8	0	0	0	0	0	0	1	15	0	3	3	2	8	1	1	8	7	1	1	16
奈良県	奈良市	○	○													○									○			支給済みである旨を連絡した転居先市町村によっては、転居前の支給の有無に関わらず、支給対象となり、二重支給となる場合があるため、全国的に統一した見解及び対応が望ましいと考える。
奈良県	大和高田市																											
奈良県	大和郡山市	○	○		○											○									○			支給後の転出入者については、両市町村間で支給の有無を確認し、全体として二重支給・支給漏れを防ぐよう対応すべき。
奈良県	天理市						○	就学通知書送付時に案内を同封								○									○			転入者が就学援助を申請した場合、前住所地へ照会を行う。
奈良県	橿原市						○	就学通知書の送付の際に案内を配布								○									○			支給済の児童生徒の転出を4月以降に確認し、転出があった場合は当該市町村に連絡する。
奈良県	桜井市																											
奈良県	五條市	○	○												○										○			特になし
奈良県	御所市																											
奈良県	生駒市	○					○	入学時説明会で案内を配布								○										○	返還は求めず、特別支援学校への進学する場合は連絡をしている。※なお、受給者が転出したケースは無し。	返還が望ましいが、実務上難しい場合は転出先自治体との調整が必要。
奈良県	香芝市																											
奈良県	葛城市																											
奈良県	宇陀市																			○	○							
奈良県	山添村																											
奈良県	平群町	○					○	就学通知に案内と申請書を同封								○								○				転入・転出先への問い合わせ確認を行う
奈良県	三郷町															○									○			転入市町村・転出市町村双方での支給情報の伝達
奈良県	斑鳩町	○		○												○								○				転出した受給者に対しは，支給額の返還を求め、転入した者に対しては、前住所地へ照会をすることが望ましいと考える。
奈良県	安堵町																											
奈良県	川西町	○					○	就学通知に案内を同封した。								○									○			・支給した者が転出したら、転出先自治体に支給済みであることを通知することにしている。 ・転入・出がある場合、その市町村で連携して対応すべき。
奈良県	三宅町																											
奈良県	田原本町	○					○	就学通知に就学援助制度のお知らせ文書を同封。								○								○				・二重支給：現状では転出後返還を要求しているが、要求せず、転出後の市町村に連絡することで、全体で見たときに二重支給とならないようにする方法が望ましいのではないかと考える。理由としては2点あり、1点目は、返還に応じず、転出先でも支給を受ける(二重受給)ことが考えられること。2点目は早期支給を判定する時点で、町民でありかつ経済的困窮者であることを認定するということは、該当者にとって支給することが必要な支援だと考えるからである。 ・支給漏れ：田原本町では、５月末日までに申請があり、認定となった場合は４月１日認定とするので、新入学学用品費を支給している。そのため、支給漏れはほぼないと考えている。
奈良県	曽爾村																											
奈良県	御杖村																											
奈良県	高取町																											
奈良県	明日香村																											
奈良県	上牧町			○												○								○				入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応を行った経験はないが、二重支給や支給漏れを防止するためには、転出転入の情報に気を配る必要がある。
奈良県	王寺町	○					○	入学通知に同封								○								○				転入、転出先市町村へ問い合わせを行う。
奈良県	広陵町	○	○													○								○				転入者に対し、転入前市町村へ照会を行う。
奈良県	河合町		○													○								○				転入者が就学援助を申請した場合は、前住所地に問い合わせを行う。
奈良県	吉野町						○	入学説明会の際に説明。								○								○				支給漏れ：新学期に全児童生徒に申請案内があり、認定となった場合は、新入学学用品費を支給している。そのため、支給漏れはほぼないと考えている。 二重支給：現状では、転出後の返還を要求しているが、県下統一した仕組みを作ることが望ましいと考える。
奈良県	大淀町																											
奈良県	下市町																	○			○							
奈良県	黒滝村																		○									
奈良県	天川村																				○							
奈良県	野迫川村																	○			○							
奈良県	十津川村																				○							

①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒）																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（１）平成３０年７月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの１つに〇）																		（２）（１）の補足 （小学校，中学校で内容が異なる場合は分けて記載）
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について				＜中学校＞④ ③でアと回答…入学前支給を導入した時期 ③でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	
奈良県	下北山村	教育委員会	07468-6-0901	kyoiku@vill.shimokitayama.lg.jp	http://www.vill.shimokitayama.nara.jp/yakuba/yakuba2-6.html				○									○							
奈良県	上北山村	上北山村教育委員会事務局	07468-2-0066	kyoiku@vill.kamikitayama.lg.jp	http://www.vill.kamikitayama.nara.jp				○									○							
奈良県	川上村	教育委員会	0746-52-0144	kyouiku@vill.nara-kawakami.lg.jp	http://www.vill.kawakami.nara.jp/life/soshiki/kyoikuiinkaijimukyoku/				○									○							
奈良県	東吉野村	東吉野村教育委員会事務局	0746-42-0441	kyouikuiinkai@vill.higashiyoshino.lg.jp	http://www.vill.higashiyoshino.nara.jp/				○									○							
奈良県	式下中学校組合	三宅町教育委員会　教育総務課	0745-44-2001	gakkou@town.miyake.lg.jp	https://www.town.miyake.lg.jp					○								○							中学校組合のため小学校なし

①都道府県	②市町村名	（３）①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）						（４）カの内容	（５）（１）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に○）									（６）（１）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					（７）（６）オの内容	（８）（１）①③でアを選択した場合，入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応（１つ選択）			（９）（８）ウの内容	（１０）（１）①③でアを選択した場合，二重支給や支給漏れ防止のための望ましい対応
		ア．自治体の広報誌やＨＰに掲載	イ．就学時健康診断の際に案内を配布	ウ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ．域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性があるため）	オ．民生委員やスクールソーシャルワーカー等からの案内の配布	カ．その他		ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前） ※追加	ア．予算確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．その他（内容を７．（９）に記入してください。）		
奈良県	下北山村																	○	○									
奈良県	上北山村																				○							
奈良県	川上村																				○							
奈良県	東吉野村																		○	○	○							
奈良県	式下中学校組合																					○	組合に所属する２町それぞれが入学前支給を行うことを決定している。そのため、組合としての入学前支給は行わない。					